

●香川県告示第54号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 実施の目的

ブルセラ症の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

（1） 令和6年12月1日時点で輸入から1年以上経過している輸入牛（ただし、種付けの用又は搾乳の用に供するものに限る。また、（2）により検査対象となった牛を除く。なお、検査対象頭数は、「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づく。）

（2） 種畜検査対象牛

（3） その他知事が検査を必要と認める牛

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 検査の方法

エライザ法による検査及び臨床検査